

公共用地境界・区域立会申請書作成要領

申請を行う場合、下記事項を遵守して2部（1部コピー可）提出してください。

申請者

原則申請者は土地所有者とします。土地所有者が複数いる場合、一部の共有者のみでの申請はできません。下記のとおりケースに応じて、申請人となることができる人は異なります。また、追加書類が必要となります。

ケース	申請ができる人	必要書類
共有地の場合	共有者全員。 共有者全員の委任を受けた場合 ⇒代表者	委任状
マンション等の底地で敷地権の設定がある場合	管理規約内に管理組合が財産処分権を有する旨の記載がある場合 ⇒当該理事長	管理規約の写し
	上記以外の場合で、総会において境界確定に伴う申請・立会い・承認の一切の権限を代表者に委任する旨の議決を得たとき ⇒当該代表者	総会議事録の写し 管理規約の写し
土地所有者が法人の場合	法人の代表者 ・当該法人が解散し、または倒産したときは、清算人又は管財人 ・特殊法人の場合は、法律・定款又は寄附行為で定められた者	・資格証明書の写し 全部事項証明書 代表者事項証明 ※特殊法人の場合は、下記のとおり ・定款、寄附行為（法人の規則を定めたもの）の写し ※倒産した場合は、下記のとおり ・定款、就任承諾書、株主総会議事録、選任決定書正本等の清算人又は管財人を証する書類の写し
土地所有者が死亡している場合	遺言書がある場合 ⇒遺言執行者	・遺言書の写し ・住民票の除票等の写し（被相続人の死亡が確認できる書類）
	遺産分割協議書がある場合 ⇒当該文書に相続人として指定されている者	遺産分割協議書の写し ・住民票の除票又は除籍謄本の写し（被相続人の死亡が確認できる書類） ・相続関係説明図・相続人の住民票（本籍入り）等の書類
	上記がない場合 ⇒法定相続人全員による連名 ※一部の相続のみでの申請はできません。他の相続人の委任を受け	・住民票の除票等の写し（被相続人の死亡が確認できる書類） ・相続関係説明図 ・戸籍謄本、住民票（本籍記載のもの）

	代表者で申請することは可	等相続関係が確認できる書類 ※上記書類に代わり「法定相続情報一覧図」の写しでも可
申請地が信託財産登記されている場合	土地所有者から信託された受託者 ※受益者が設定されている場合は、原則、受託者及び受益者の両人による申請が必要です。ただし、信託目録に特別な定めがある場合は、この限りではありません。 ※申請書の所有者欄には、委託者（土地所有者）と受託者を併記してください。	信託財産である旨が記載された登記事項証明書の写し
土地所有者が、未成年、被成年後見人、又は被保佐人である場合	下記の各法定代理人 未成年の場合⇒親権者 被成年後見人の場合⇒後見人 被保佐人の場合⇒保佐人	(親権者の場合) ・続柄がわかる戸籍謄本又は住民票の写し (成年後見人・保佐人の場合) ・登記事項証明書の写し
土地所有者が外国に居住している場合	当該土地所有者	外務省が発行する署名証明の写し
開発行為、公用廃止の申請する場合	施工者等 ・土地所有者の委任を受けた場合	委任状
公共事業施行のため境界確定を必要とする場合	施行主体の国、地方公共団体、その他公的機関（以下、「公的機関」という。） なお、公的機関は次のとおりとする。例：土地改良区・公社・公団・独立行政法人等	

添付図書 (下記の並び順としてください。)

添付書類	詳細
1 位置図	申請地を朱色などで着色してください。
2 公図写し	申請箇所（公共用地境界ライン）を朱線表示してください。 区域の場合は青線表示してください。 (隣接地などで字が違う場合は合成図も作成してください。)
3 登記事項証明書 又は要約書	申請地の登記事項証明書又は要約書を添付してください。 (オンラインで取得したものでも可。)
4 関係土地所有者 一覧表	関係土地所有者一覧表を作成してください。(様式第3号) ※様式は必要事項が記載されていれば任意でも可。
5 現況実測平面図	申請者が主張すべき境界線を明示した現況実測平面図を添付し、既設杭（凡例付）がある場合は図示をしてください。(測点ごとに現況道水路幅員を記載してください。)

6	現況断面図	道水路がある箇所の断面図（境界点及び折れ点ごと）を作成し、杭から既設構造物までの寸法ならびに現況道水路幅員を記載・図示してください。主張すべき境界線を朱線表示してください。
7	委任状	代理人申請の場合に原本を添付してください。（様式第2号） ※任意の様式でも可。
8	境界立会に参考となる測量図等	法務局備付測量図（分合筆）等、境界立会に参考となる資料を添付してください。
9	その他	管理者が必要と認める図書（公文書館地籍図・地籍帳、街区基準点関連データ等）を添付してください。

注意事項

- 境界確認により、側溝等道路構造物が申請地に越境した状態で境界確定した場合、側溝等の移設は早急に対応することができません。次回、市が側溝等の整備を行う際に境界を確認したうえで施工いたします。それまでは現状維持でご理解ください。
- 確認したい区分を○で囲んでください。
 - ・境界 申請地と市所有地との所有権界を確認したい場合
 - ・区域 道路等で（認定道路等で敷地が市有地以外）区域を確認したい場合
- 公共用地境界・区域立会申請書の提出について、添付書類等に重大な不備のある場合は受理できません。
- 受付書類に不備のある場合は連絡を致しますので速やかに補正等を行ってください。（場合によっては立会日が後日にずれ込む可能性があります。）
- 都市再生街区基本調査による街区基準点が設置されている人口集中地区内（D I D地区内）については、その成果を使用して仮測量等を実施してください。（あわせて申請書へ基準点使用報告書（精度管理表、網図等）の添付もお願いします。1部で結構です。）
- 申請者において、申請地に隣接する土地所有者、対側地所有者、地元関係者等と立会の日程連絡等をしてください。
- 土地改良事業、土地区画整理事業、国土調査が実施されている地区について、座標値がある地区がありますので、愛知県土地家屋調査士会または稲沢市用地管理課にて確認をお願いします。

境界・区域確認証明書作成要領

申請地の立会協議が成立し標題の申請を行う場合、下記事項を遵守して2部提出して下さい。手続き後、1部を証明書として発行します。

● 利害関係人の立会確認書

- ・ 原本でない場合は作成者の原本証明をしてください。
- ・ 利害関係地が申請人所有の地である場合も確認印を受領してください。
- ・ 境界立会確認書の様式については、公共用地境界確定事務取扱要領中（様式第8号）の様式にはこだわりません。

● 確定測量図作成要領

- ・ 確定測量図には境界点ごとに境界標（公共用地との境界部）の写真を添付し、併せて既設・新設の別、杭の種別も記載してください。
※写真は市控え分のみでも結構です。
※コンクリート杭上にプレートを設置した際などは、杭の種別を「コンクリート杭（プレート）」のように記載してください。
- ・ 確定測量図には境界復元の主旨により引照図2点以上、申請地全体の境界寸法、座標求積表、引照点座標値を表示してください。併せて引照点の写真も添付してください。
- ・ 道水路幅員を各境界点にそれぞれ明記してください。
（断面図についても、各境界点で記載してください。また、同一路線で構造物の種類が違う場合にはその箇所毎に作成してください。）
- ・ 既設杭や確定境界線より既設構造物までの距離も断面図に記載してください。（例：既設側溝端と境界標（境界線）が離れている場合など）
- ・ 査定箇所は朱線（区域の場合は青線）にて表示し、その位置を明確にしてください。
- ・ 全ページの間ごとに割印してください。写真も含みます。袋綴じでも可とします。

● その他

- ・ 公図写しに申請箇所（公共用地境界ライン）を朱線（区域の場合は青線）表示してください。